

突発重大事案初動措置要綱

〔平成13年2月1日〕
〔本部訓令第1号〕

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、突発重大事案が発生した場合において、迅速かつ適切な初動措置をとるための報告要領、体制等に関し必要な事項を定めるものとする。

(突発重大事案の定義)

第2条 この要綱において、「突発重大事案」とは、航空機事故、列車事故、爆発事故その他の突発事案であって、多数の死傷者を伴い、社会的反響が大きいもの(多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想されるものを含む。)をいう。

(適用除外)

第3条 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和45年法律第68号)に規定する事犯及び地震、風水害等の自然災害に係る初動措置については、別に定める。

(基本方針)

第4条 突発重大事案が発生した場合は、速やかに実態を掌握の上、危険性及び波及性を的確に判断して初動体制を確立し、人命救助を重点とした初動措置をとるものとする。

(初動措置)

第5条 突発重大事案が発生した場合は、次に掲げる初動措置をとるものとする。

- (1) 被災(害)者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雑踏整理、交通規制及び緊急車両の通行路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災(害)状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

(主管部課)

第6条 突発重大事案の主管部課は、突発重大事案の種別、態様及び主管部課表(別表第1)のとおりとする。

2 警察本部長(以下「本部長」という。)は、事案の内容等にかんがみ、前項によることが困難であると認めるときは、主管部課として他の所属を指定するものとする。

3 主管部課は、主として被災(害)者の救出、救護及び避難誘導活動を行うとともに、初動措置に関する必要な事務を総括するものとする。

第2章 報告等

(認知警察職員の措置)

第7条 警察職員は、突発重大事案を認知した場合は、直ちに地域部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)に通報しなければならない。

(通信指令課長等の措置)

第8条 通信指令課長は、前条の通報又は110番通報等により突発重大事案を認知した場合は、直ちに主管部課の長（以下「主管課長」という。）突発重大事案の発生地を管轄する警察署（以下「所轄署」という。）の長（以下「所轄署長」という。）及び捜査を担当する課の長に通報しなければならない。

2 前項の場合において、突発重大事案の種別が船舶事故、雑踏事故又は自動車事故（以下「船舶事故等」という。）であるときは、警備部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）に対しても、前項と同様に通報するものとする。

3 所轄署長は、事案の概要、警察措置等必要な情報を前2項に準じて通報するものとする。

（報告）

第9条 主管課長は、前条第1項の通報により突発重大事案を認知した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、その概要、警察措置等必要な情報を警察庁及び近畿管区警察局の関係課の長に報告するものとする。

2 前項の場合において、突発重大事案の種別が船舶事故等であるときは、警察庁警備局警備課長及び近畿管区警察局広域調整部広域調整第二課長に対する報告は、災害対策課長が行うものとする。

第3章 体制

（県対策本部の設置）

第10条 本部長は、突発重大事案が発生した場合において、特別な体制をとって対処する必要があると認めるときは、警察本部に本部長を長とする兵庫県警察突発重大事案対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置するものとする。

（県対策本部の組織）

第11条 県対策本部は、初動措置状況全般を総括する総括班、本部直轄部隊を運用する班及び所轄署と連携して初動措置に当たる本部直轄部隊をもって組織し、その構成は、兵庫県警察突発重大事案対策本部組織表（別表第2。以下「対策本部組織表」という。）のとおりとする。

（総括班等の編成及び任務）

第12条 総括班、班及び本部直轄部隊の編成及び任務は、総括班にあつては県対策本部（総括班）編成及び任務表（別表第3。以下「総括班表」という。）班にあつては県対策本部（班）編成及び任務表（別表第4。以下「班表」という。）本部直轄部隊にあつては県対策本部（本部直轄部隊）編成及び任務表（別表第5。以下「本部直轄部隊表」という。）本部直轄部隊（検視隊）警察署別差出人員一覧表（別表第5の2）本部直轄部隊（鑑識隊）警察署別差出人員一覧表（別表第5の3）及び本部直轄部隊（補給隊・広報隊・渉外隊）警察署別差出人員一覧表（別表第5の4）のとおりとする。

（県対策本部等の運用）

第13条 本部長は、突発重大事案の規模等に応じて、班及び本部直轄部隊並びに班表及び本部直轄部隊表に定める要員の中から必要な人員及び派遣先を指定するとともに、対策本部組織表に定める一般部隊の支援先を決定するものとする。

2 前項の場合において、早急に本部直轄部隊を派遣できない等やむを得ない事由があるときは、指定警察署差出所属一覧表（別表第6。以下「指定署表」という。）に定める

要員の派遣先を指定するものとする。

3 第1項の一般部隊の派遣に係る事務は、警備部警備課において行うものとする。

4 本部長は、必要があると認めるときは、第1項の要員を他の班又は本部直轄部隊に編入するものとする。

(要員の招集及び派遣)

第14条 総括班表、班表若しくは本部直轄部隊表又は指定署表に定める所属の長(以下「派遣所属長」という。)は、同表に規定する要員をあらかじめ指定し、招集命令の伝達は、その責任において行うものとする。

2 派遣所属長は、前条第1項及び第2項の規定により、要員の派遣の指定を受けた場合は、直ちに自所属の要員を派遣しなければならない。

(捜査本部との関係)

第15条 本部長は、捜査本部(捜査本部運営規程(平成3年兵庫県警察本部訓令第11号)に定める捜査本部をいう。)を設置した場合において、必要があると認めるときは、班表及び本部直轄部隊表に定める要員を引き続き、捜査本部の要員として運用するものとする。

(対策連絡室の設置)

第16条 本部長は、突発重大事案が発生した場合において、県対策本部を設置するに至らないが、関係部課が緊密な連携の下に対処する必要があると認めるときは、警察本部に主管部長を長とする兵庫県警察突発重大事案対策連絡室(以下「対策連絡室」という。)を設置するものとする。

2 対策連絡室の室員は、主管課長、災害対策課長、警備部警備課長及び本部長が指定する者をもって組織する。

3 対策連絡室は、被災(害)者の救出、救護、現場活動の支援等各室員の所掌する初動措置を行うものとする。

(署対策本部の設置)

第17条 所轄署長は、突発重大事案が発生した場合において、特別な体制をとって対処する必要があると認めるときは、警察署に警察署長を長とする警察署突発重大事案対策本部を設置するものとする。

第4章 対策委員会

(県本部対策委員会の設置等)

第18条 警察本部に、警備部長を長とする兵庫県警察本部突発重大事案対策委員会(以下「県本部対策委員会」という。)を設置する。

2 県本部対策委員会の組織は、兵庫県警察本部突発重大事案対策委員会組織表(別表第7)のとおりとする。

3 県本部対策委員会は、初動措置要領等の策定及び補正、教養訓練、関係機関との連絡調整等の諸対策を推進するものとする。

(署対策委員会の設置等)

第19条 警察署に、警察署長を長とする警察署突発重大事案対策委員会(以下「署対策委員会」という。)を設置する。

2 署対策委員会の組織は、警察署突発重大事案対策委員会組織表(別表第8)のとおり

とする。

- 3 署対策委員会は、前条第3項に規定する諸対策を推進するものとする。

第5章 雑則

(細則の制定)

第20条 警察署長は、この要綱の実施について、必要な細則を定めなければならない。

- 2 前項の細則を定め、又は改廃する場合は、事前に本部長の承認(警備部災害対策課経由)を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

(突発重大事故初動措置要綱等の廃止)

- 2 突発重大事故初動措置要綱(昭和49年兵庫県警察本部訓令第1号)及び突発重大事故初動措置要綱の制定について(昭和49年兵警備例規第1号)は、廃止する。